

重要事項説明書（訪問看護サービス）

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業所の名称	訪問看護ステーションそら
指定番号	介護保険法3660190251、医療機関コード0190251
所在地	徳島県徳島市名東町三丁目232-26
電話番号	088-633-5010
サービス提供地域	徳島市、名東郡、名西郡、板野郡

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	在宅療養を希望する方の訪問看護
運営の方針	1. 要介護状態等となった場合においてその利用者が可能な限りその居宅で能力に応じ自立した日常生活が送れるよう配慮してサービス提供を行う。 2. 利用者の心身の状況、そのおかれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切に訪問看護を提供する。 3. サービスの提供に当たっては意思および人格を尊重し常に利用者の立場に立つて行う。

3. ご利用事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	合計
看護師（管理者）	1名		1名
看護師	1名	1名	2名
准看護師	0名	0名	0名
理学作業療法士	1名	4名	5名

4. 営業時間

営業日	毎週月曜日から土曜日まで
営業時間	午前9時00分～午後6時00分
定休日	日曜・祝日、12/29～1/3、8/12～8/15

5. サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。
- ①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話 ④褥瘡の予防 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア
 - ⑦認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理
 - ⑩ その他医師の指示による医療処置
- (2) 事業者は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

6. 利用料

介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いをうけるものとする。お客様の利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

【料金表】

<保健婦（士）・看護師が訪問看護を行った場合>

所要時間	基本料金	自己負担額
20分未満	3,140円	314円
30分未満	4,710円	471円
30分以上1時間未満	8,230円	823円
1時間以上1時間30分未満	11,280円	1,128円

* 准看護師が訪問看護を行った場合、所定額の90/100の料金になります。

* 2人の看護師等が同時に1人の利用者に対して指定訪問看護を行ったときの算定

所要時間30分未満	2,540円
30分以上	4,020円

<理学療法士・作業療法士が訪問看護を行った場合>

所要時間	基本料金	自己負担額
1回20分あたり	2,940円	294円

* 1日に2回を超えて訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位で算定料金になります。

* 1回（20分）につき8単位の減算：①②のいずれかに該当する場合。

- ① 理学療法士・作業療法士による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている事。
- ② 緊急時訪問看護加算、特別管理加算をいずれも算定していない事。

* 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問（おおむね3ヶ月に1回程度）により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させる訪問となります。

* 夜間・早朝、深夜の場合は、1回あたり下表の該当金額を基本料金に加算します。

夜間（午後6時から午後10時） 早朝（午前6時から午前8時）	基本料金の25%
深夜（午後10時から午前6時）	基本料金の50%

* 必要に応じ、所定額に加算される利用料

	基本料金	自己負担額
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）：要件①② 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）：要件① ① 利用者、家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事。 ② 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制整備が行われている事。	（Ⅰ）1月につき 6000 円 （Ⅱ）1月につき 5740 円	（Ⅰ）600 円 （Ⅱ）574 円
特別管理加算：特別な管理を必要とするお客様（厚生大臣が定める状態にある方に限ります。）に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合	Ⅰ：1月につき 5,000 円	500 円
	Ⅱ：1月につき 2,500 円	250 円
初回加算（Ⅰ）新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して病院、施設から退院、退所した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合。 初回加算（Ⅱ）退院・退所した翌日以降に初回の訪問看護を行った場合。	初回のみ（Ⅰ）3,500 円 初回のみ（Ⅱ）3,000 円	（Ⅰ）350 円 （Ⅱ）300 円
退院時共同指導加算	退院時 8,000 円	800 円
サービス提供体制強化加算	Ⅰ：勤続7年以上の者が30%以上 60 円 Ⅱ：勤続3年以上の者が30%以上 30 円	Ⅰ：6 円 Ⅱ：3 円
ターミナルケア加算	25,000 円	2,500 円

- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

* 地域区分（地域の人件費に応じた報酬単価の調整）により
 当訪問看護ステーションでの介護報酬単価におきましては「7級地で3%の加算」となります。

保険適用外料金

所定時間を超える訪問看護	30分につき 2,500円
休日の利用（9時～18時）	5,000円
医療保険適用外訪問（自費）	9,000円
特別料金（死後の処置）	10,000円

医療保険の場合

医療保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割～3割が利用者の負担額となります。

お客様の利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

【料金表】

<訪問看護基本療養費>

	訪問看護実施者の職種	訪問看護基本療養費の額		
訪問看護 基本療養費(Ⅰ)	保健師、助産師又は看護師の場合	週3日目まで 1日につき 5,550円 週4日目以降 1日につき 6,550円		
	理学・作業療法士・言語聴覚士の場合	1日につき 5,550円		
	准看護師の場合	週3日目まで 1日につき 5,050円 週4日目以降 1日につき 6,050円		
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥創ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係わる専門の研修を受けた看護師による場合	12,850円		
訪問看護(同一建物居住者) 基本療養費(Ⅱ)	保健師、助産師、看護師の場合	同1日2人	週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円	
		同3人以上	同 2,780円 同 3,280円	
	理学・作業療法士 言語聴覚士 の場合	同1日2人	5,550円	
		同3人以上	2,780円	
	准看護師の場合	同1日2人	週3日目まで 5,050円	週4日目以降 6,050円
		同3人以上	同 2,530円	同 3,030円
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥創ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係わる専門の研修を受けた看護師による場合	12,850円		
訪問看護 基本療養費(Ⅲ)	入院中に在宅療養に備えて一時的に外泊している者に訪問看護を行った場合	8,500円		

*必要に応じ、所定額に加算される利用料

難病等複数回訪問加算	イ 1日2回=1日につき	(1)同一建物内1人 4,500円 (2)同一建物内2人 4,500円 (3)同一建物内3人以上 4,000円
	ロ 1日3回以上=1日につき	(1)同一建物内1人 8,000円 (2)同一建物内2人 8,000円 (3)同一建物内3人以上 7,200円
緊急時訪問看護加算	月14日目まで 2,650円 月15日目以降 2,000円	
長時間訪問看護加算	週1日を限度として	5,200円
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児 1日につき 1,300円 別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合 1日につき 1,800円	
複数名訪問看護加算	イ 看護師等と 同時に行った場合	(1)同一建物内1人 4,500円 (2)同一建物内2人 4,500円 (3)同一建物内3人以上 4,000円
	ロ 准看護師と 同時に行った場合	(1)同一建物内1人 3,800円 (2)同一建物内2人 3,800円 (3)同一建物内3人以上 3,400円
	ハ 看護補助者と同時に 行った場合(ニ以外)	(1)同一建物内1人 3,000円 (2)同一建物内2人 3,000円 (3)同一建物内3人以上 2,700円
	ニ 看護補助者と 同時に行った場合 (別表7.8、特別指示)	<u>(1)1日1回の場合</u> ①同一建物内1人 3,000円 ②同一建物内2人 3,000円 ③同一建物内3人以上 2,700円 <u>(2)1日2回の場合</u> ①同一建物内1人 6,000円 ②同一建物内2人 6,000円 ③同一建物内3人以上 5,400円 <u>(3)1日3回の場合</u> ①同一建物内1人 10,000円 ②同一建物内2人 10,000円 ③同一建物内3人以上 9,000円
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(午後6時～午後10時) 早朝(午前6時～午前8時)	所定額に 2,100円
深夜訪問看護加算	深夜(午後10時～午前6時)	所定額に 4,200円

<訪問看護管理療養費>

訪問看護管理療養費	1日につき 月の初日 7,670円、 2日目以降 3,000円×訪問日数
訪問看護情報提供療養費	1,500円
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円

*必要に応じ、所定額に加算される利用料

24時間対応体制加算	6,800円
特別管理加算	2,500円 5,000円(重症度等の高い状態にある場合)
退院時共同指導加算	8,000円
退院支援指導加算	6,000円
在宅患者連携指導加算	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回に限り、50円

*訪問看護基本療養費+訪問看護管理療養費=基本利用料となり、基本利用料の1～3割が自己負担額となります。また、場合により加算額等が必要となることがあります。

7. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間：毎週月曜日から土曜日まで 午前9時00分～午後6時00分 ご利用方法：電話 088-633-5010 Fax 088-633-5016 面接場所：ご利用者様宅、訪問看護ステーションそら 担当者：管理者及び苦情受付担当者（近藤敏朗、榎渕真弘）
	介護保険サービスの苦情・相談・通報 ・徳島県国民健康保険団体連合会 受付時間/午前9時～午後5時（土日祝を除く） 電話 088-665-7205 Fax 088-666-0228 ・各保険者 () 電話 ()

8. 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。 また緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	

9. 事故発生時の対応

利用者様に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者様に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険

10. 衛生管理等

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所は、設備および備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症の防止、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6か月に1回開催する。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止ための指針を整備しています。
 - ・従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施します。

11. 虐待防止

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講じます。
- ・虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を年1回開催するとともに、

その結果について職員に周知徹底を図ります。

- ・職員に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施するとともに、措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。
- ・事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報します。

12. 身体的拘束の禁止について

- ・利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとします。
- ・事業者は従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

13. ハラスメント対策

- ・ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を定めています。
- 暴言・暴力・ハラスメントに対する適切な対応を図るとともに、事業所内に相談窓口担当者を管理者としています。
- ・従業者に対するハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を年に1回実施します。
 - ・暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、従業者に対してあった場合には解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。
- 【具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例】 暴力又は乱暴な言動：殴る、蹴る、物を投げつける、刃物を向ける、怒鳴る、奇声や大声を発する等 ハラスメント行為：不必要に体を触る、手を握る
- その他：従業者や他者の個人情報を求めるなど。

14. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします② 事業者及び事業者の使用するもの（以下「従業者」という。）はサービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません③ また、この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します④ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密
------------------------	--

	を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とします
個人情報 の保護に ついて	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正などを行うものとします（開示に際して、複写料などが必要な場合は、利用者の負担となります）</p>

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、甲1 に
甲2
対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 指定訪問看護事業者

主たる事務所所在地：徳島県徳島市名東町三丁目
232-26

名称：訪問看護ステーションそら
代表：近藤 敏朗 印

説明者 職名： 管理者
氏名： 近藤 知子 印

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住所：
氏名： 印

(甲2) 利用者の家族 住所：
氏名： 印